

中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会  
「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間報告)(案)」  
に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 意見募集の概要

(1) 実施期間

平成 24 年 12 月 12 日 (水) ～平成 25 年 1 月 10 日 (木)

(2) 意見募集の告知方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov)、環境省ホームページ、報道発表、資料の配付

(3) 意見提出方法

電子メール、F A X、郵送

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数 36 (名、団体)

(2) 延べ意見数 236 件

3. 意見の概要とこれに対する考え方

別紙のとおり。

「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間報告)(案)」に対する  
御意見の概要及びこれに対する考え方

Ⅱ 総論 1. 石綿のリスク等に関する普及啓発

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	発注者責任の明確化の前に優良受注者(施工業者)の育成をすることが先決で、まずはこれらの方策を明確化すべきである。	本報告案においては、発注者と施工業者の関係については、費用負担者である発注者が、石綿の飛散を伴う可能性のある工事を注文する者として適切な役割を担い、施工業者は請け負った工事を専門的知識に基づき適正に実施する役割を担うことが適当とされており、両者にそれぞれの役割を果たしていただくことが期待されているところです。 なお、優良事業者に関しては、関係する事業者の技能の向上を図るとともに、優良な事業者の育成を図り、こうした事業者であることが明示される仕組みについて検討することも望まれるとされているところです。	1
2	個人や小規模事業者にとって大気汚染防止法は疎遠な法律であるにもかかわらず、未届けによる罰則を発注者に科すことは社会的影響が重大であり、ホームページへの掲載やパンフレットの配布等既存的手段では不十分である。そのため、建築物等の所有者や関係する事業者等に対しては、定期的な通知や説明会・講習会等、別の効果的な手段により周知徹底を図る必要があるのではないか。	特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更については、法施行までに十分に周知を図りたいと考えています。	1
3	情報開示の対象である住民の石綿に関する知識が少ないことが多く、住民による石綿に関する基礎知識への理解は、掲示板の設置等の事業者による情報開示の前提として望まれるものであることから、事業者が情報開示の際に活用できる資料として、本報告案の参考資料「石綿の概要」、「石綿による健康被害及び有害性」等を記載した統一的な住民向け資料をとりまとめる必要がある。また、周辺の住居等の状況を踏まえて適切に情報開示が行われるためのガイドライン等が定められる必要がある。	住民の方に石綿に関する基礎知識を理解いただくことは重要であり、本報告案でも、石綿の問題や健康リスクについての更なる普及啓発が必要とされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
4	石綿含有建材を使用した近隣の建物の解体工事等について自治体が住民から安全性について問われた場合、住民を安心させるだけの根拠を持ち合わせておらず、法規制やマニュアルの内容の説明だけでは理解を得られないことが多い。本報告案の参考資料にも記載のとおり、石綿による肺がん、中皮腫等については閾値がなく、健康影響が生じない環境濃度等について明言できないとしても、例えば、石綿を原因とした健康影響が確認されたケース	住民の方に石綿に関する基礎知識を理解いただくことは重要であり、本報告案でも、石綿の問題や健康リスクについての更なる普及啓発が必要とされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	について作業概要、石綿の種類と接触の程度・期間等の情報を整理して一般向けに公表するなど、影響に個人差があること等を前提としながらも石綿被曝による健康影響に係る情報を提供すること等により、石綿濃度に対する国民の理解を促進するような取組みはできないか。		
5	中間報告案の方向性を支持する。特に、発注者は汚染原因者であり、施主として必要な費用と工期を省くことのないよう、アスベスト飛散防止の責任を負わせるべきである。建設リサイクル法において発注者の届出義務が規程されていることとも整合するし、フロンガスの回収等についても発注者義務を伴う改正が検討されている。	本報告案の内容に賛同する御意見として承ります。	1

## II 総論 2. 発注者責任の明確化

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	今まで、発注者の「石綿飛散防止」に関する義務と責任が明確になっていなかったこと自体が、極めて遺憾なことだと思う。「発注者責任の明確化」は当然のことで、早急になされるべきと考える。	本報告案の内容に賛同する御意見として承ります。	1
2	現行法では、事前調査が義務付けられてはいないうえに、特定粉じん排出等作業の届出義務や作業基準遵守義務を施工業者に限定している。しかし、注文者に責任がない現行法のもとでは、施工業者が短期間の工事で低額の料金とすることによって契約を得ようと、特定建築材料が使用されている疑いがあっても事前調査をせずに工事を断行したり、石綿飛散防止対策が不十分なまま工事をを行う事態も生じている。 このような事態を防止し、石綿の飛散防止対策を徹底するためには、事前調査や特定粉じん排出等作業の届出を発注者の義務として、発注者が石綿飛散防止義務を負うことを明確にすべきである。 また、発注者に石綿飛散防止義務を負わせれば、仮に工事内容の確認、見積、工事設計段階で石綿の存在が見逃されて、工事途中で石綿が発見されたような場合であっても、除去工事のための費用と時間を追加することが可能となると思われる。 なお、建設リサイクル法では、解体工事の発注者に、リサイクルすべき特定建設資材(コンクリート等)に石綿が付着している場合も含め届出義務を課しているが、この規定とも整合することとなる。"	本報告案では、発注者の石綿の飛散防止に係る義務を明確化し、明確化された内容を踏まえ、発注者の責務規定を強化するため、発注者又は建設業者に、石綿の使用の有無についての事前調査を義務付けるとともに、特定粉じん排出等作業の実施の届出の義務者を施工業者から発注者に変更し、費用負担者である発注者が、石綿の飛散を伴う工事についてはその工事を注文する者として適切に役割を担うことが適当とされたところ です。	1
3	発注者の適正な費用負担について、本報告案にもあるように発注者は必ずしも建築物解体や石綿廃棄に関わる知識があるとは限らず、石綿の解体廃棄に係わる基準価格	本報告案では、発注者による適切な費用負担がなされるためには、発注者が対策の重要性・必要性について理解するための普及啓発が重要であり、また、発注者又は建	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	もない現状では適正な費用負担といわれても困る発注者が多いと思われる。もし、事前調査を義務化したならば、請求された費用が支払われると考えられる。そのような観点からもレベル3も含む建築物事前調査が望まれる。	設業者に、石綿の使用の有無についての事前調査を義務付けることが必要であるとされたところです。 また、大気汚染防止法におけるレベル3建材の取扱いについては、今後の検討課題としているところです。	
4	発注者責任の明確化について、発注者には排出者としての責任も持たせるべきであると思われる。石綿をはじめごみを適切に処分するためには知識・技術・費用がかかることを一般の人々にも認識していただく必要がある。 また、製造者責任についても検討すべきであると考え。特に、最終処分先や無害化施設等準備する、費用の一部負担等、を検討していただきたい。	御意見のとおり、原因者負担の原則を考慮すれば、費用負担者である発注者が、石綿の飛散を伴う可能性のある工事についてはその工事を注文する者として適切に役割を担うことが適当とされており、届出義務者を施工業者から発注者に変更することが適当とされています。 石綿に関する情報については、これまでも国及び都道府県等がHPやパンフレットの配布等を通じて周知してきましたが、とりわけ、建築物等の所有者や関係する事業者に対して、建築物等の解体・改造・補修工事における石綿の飛散防止に関する法制度や対策の重要性、工事の実施主体等として石綿の飛散防止対策を講ずべき責任等について、一層の周知徹底を図っていきたいと考えています。 今後の参考とさせていただきます。	1
5	「発注者ができる限り低額で短期間の工事を求め、施工業者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとする」とは、法令遵守のもとで一般的に認められている正常な商取引行為である。 本報告案の記述は、競争入札等の正常な商行為があたかも「悪」であるかのような印象を与えるため、現行の独占禁止法に対する不要な誤解を惹起しないよう、表現を例えば以下のように修正願いたい。 <u>(修正案)</u> <u>「発注者が(中略)発注する際に、経済合理性や適正な工期を逸脱して低額・短期間の工事を求めること、また施工業者も経済合理性や適正な工期を逸脱して低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、石綿の飛散防止対策が徹底されなくなる問題がある。」</u>	本報告案の表現が、石綿の飛散防止に必要な費用や工期を考慮せずに、発注者が低額・短期間の工事を求めることや、施工業者が契約を得るために低額・短期間の工事を提示することにより、石綿の飛散防止対策が徹底されなくなる問題があることを述べたものであることは、明らかと考えています。	2
6	低額及び短期間の工事を目指すことは、発注者・受注者双方にとって効率的な工事を実施するための正常な商行為であり石綿の飛散に直結するものではない。 また、原則として、施工内容と支払い金額については、あくまで民民の請負契約の範疇で規定されるものであり、妥当な契約内容における請負業者の契約違反による違法行為の責任を発注者に負わせることは民法上問題があるのではない。	妥当な契約内容である場合において、請負業者の契約に違反する行為が作業基準に違反する場合には、行政が請負業者に対し監督を行うこととしており、発注者に責任を負わせるという趣旨ではありません。 なお、妥当な契約内容でない場合においては、民法第716条ただし書によって、発注者が責任を負う場合があります。	2
7	アスベストの届出漏れと施工業者の費用増加を避けるために事前調査を行うとなっているが、専門知識を持たない	事前調査は、現行制度においても、届出の判断の前提として実施されているものと考えており、他法令においても、	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	中小事業者が事前調査を行うためには 先ず調査内容を理解し、調査会社を探す必要があり、次に見積漏れのない仕様書を作成するためには、別途相応のコンサルタントを雇うことが必要となり、中小事業者に過度の負担(時間やコスト)を強いることになることが懸念されるため、的確な指導が出来る行政の相談窓口の設置、発注時のリスクを低減できる標準的な仕様書の様式の提供、調査会社・請負業者・コンサルタントの品質保証(適切な資格)行政が担保する仕組みや経済的な補助制度 等を創設する必要があるのではないか。	石綿則、建り法に基づき、中小事業者にも実施していただいております。過度の負担とは考えていません。	
8	発注者に対する規制強化にあたって、原因者負担原則を理由とするのであれば、発注者のどのような行為が原因者に該当するのか、環境法令や過去の判例等と照らし合わせて妥当な結論を得るよう、十分慎重な議論、検討を行うべき。	発注者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の意思決定者、費用負担者であり、建築物等に石綿が使用されその発注する特定工事に伴って特定粉じんの排出、飛散等が生じる場合には特定粉じんの排出原因者と捉えられます。 このため、解体工事等が特定粉じん排出等作業を伴うものである場合については、発注者に特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すなど、石綿の飛散を伴う工事については発注者が、その工事を注文する者として適切に役割を担うことが適当とされたものです。	2
9	事前調査の実施の段階では、まだ建物を使用しているあるいは建物の一部を解体するか足場を設置しないと調査できない部位があり、完全な事前調査を実施できない場合があるのが実態である。また、図面が残っていない建物等で予想外の場所に特定建築材料が使用されているケースもある。こうした場合に施工中に特定建築材料の存在が判明しても、費用・工期を見直していただけないのが実情である。 「常に完璧な事前調査が可能なわけではない」ことについても、発注者に普及啓発いただくとともに、施工中に新たな場所に特定建築材料の使用が判明した場合には、工事を中止し、工事計画・費用を見直すことを義務づけることが、適切な取扱いのためには不可欠である。	建築物の解体前に事前調査の実施の義務化等を行って飛散防止を図るとともに、解体作業中に石綿使用が判明した場合にも、大防法を含む関係法令に基づき適切に対応することが必要となります。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
10	コスト削減を図ろうとするのは、建設業者ではなく、むしろ(民間)発注者であることを認識いただきたい。	発注者ができる限り低額で短期間の工事を求めること、また、施工業者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、石綿の飛散防止対策が徹底されなくなるとおそれがあるの問題認識を持っています。	1
11	既に労安法により規定されている(安衛法 3 条 3 項「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な 作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければ	安衛法では労働者の安全の確保の観点から、大防法では一般大気環境中への石綿の飛散防止の観点からそれぞれの配慮規定が置かれていますが、大防法では、発注者に制度上の責任が課されていないこと等により、石綿	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	ならない)とされており、現状においても、工事計画は労基署及び大防法に係る届出を行う制約を課せられており、不適切な工事施工要領を請負者に課すことを防止する法的担保は既になされていると考えるられ、大防法に重複するような責務を規定することは不要である。	の飛散防止対策が徹底されない問題が生じています。 このため、石綿の飛散を伴う可能性のある工事を注文する発注者も一定の責任を負うべきとの指摘を踏まえ、発注者に特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すなど、石綿の飛散を伴う工事については発注者が、その工事を注文する者として適切に役割を担うことが適当とされたものです。	

### Ⅲ 各論 1. 事前調査の義務付け

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	都道府県等の建築部局と環境部局、労働基準監督署等の間の、石綿に関連する法令に基づく情報共有の仕組みが機能していれば、大防法に基づく新たな事前調査は不要ではないか。	住民等の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、大防法においても、事前調査を義務付けるとともに、必要に応じ解体工事現場に立入検査を実施することにより、石綿の飛散防止の徹底を図りたいと考えています。	1
2	事前調査の実施については、大防法上、明示的な義務としては規定されていないものの、平成20年2月6日付厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達による「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」に基づく調査を行っている建物においては、特定建築材料であるか否かの結果が明確に把握できており、その報告においても建築基準法における12条報告で対応がなされている。 については、上記の調査がなされている場合には、事前調査を行ったものとみなされるものとされたい。	石綿則に基づき事前調査を実施した場合の取り扱いについては、今後、整理し、検討を行います。	1
3	「石綿の飛散を伴う可能性がある工事を注文しようとする発注者に対して事前調査の実施の義務を負わせること」に賛成である。本文でも指摘している通り、発注者が主体的な認識を持って解体工事等に関与することとなるため、必要な費用負担や施工方法、施工期間に理解を得やすくなる。当然、発注者には建築物や石綿に対する知識がない場合もあるため、事前調査を行った建設業者から発注者に、事前調査の結果と届け出事項に関しての説明を義務付けることには異議はない。	本報告案では、事前調査の実施主体は「発注者」と「工事を請け負おうとする建設業者」との両論併記となっておりますが、いずれにしろ、発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務づけるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援が必要と考えています。	2
4	事前調査の義務付けには賛同する。事前調査の実施主体としては、発注者は汚染原因者であってアスベスト飛散防止の責任を負わせるべきであり、施主(発注者)からの必要経費及び工期を削れとのプレッシャーによってさまざまな解体工事がなされることを防ぐためには、発注者責任を貫くべきである。	本報告案では、特定工事の費用負担者が発注者であることから、発注者が石綿の飛散防止対策の重要性・必要性を十分に理解した上で、適切な特定工事を実施できる施工業者に適正な価格で発注することを確保することが重要であり、発注者の責任を強化するとされたところであります。	1
5	大防法において新たに事前調査の義務付けを規定する場合には、他法令(建り法、労働安全衛生法、石綿則)に	本報告案では、事前調査の実施義務者については、発注者とする考え方と建設業者とする考え方の両論が並記さ	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	おいても事前調査の実施主体が定められていることを踏まえ、実務上、過度の負担とならないように効率的な運用が図られるよう配慮すべきである。	れています。今後、他法令との整合性も含め事前調査の実施義務者を整理することとしています。	
6	発注者は石綿に関する専門的知識がない場合が圧倒的に多いと思われるため、最終的に調査を実施した建設業者又は調査機関が、発注者に対して説明を行い、発注者が最終確認(宅建法の重要事項説明のような)を行うよう、法令上の義務として、規定することは必要と思われる。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2
7	発注者に、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務を課すことに異論はないが、戸建て住宅等や小規模木造建物(2階建てのアパート等)の所有者に対しても徹底できるかの検討は必要である。いずれにしても建り法の届出のように結局は工事を請け負う建設業者が代行することになると思われる。発注者の意識が希薄にならないように、事前調査の結果や届出事項の説明を建設会社の法律上の義務とするのであれば、建り法の届出同様に、届出書に説明を受けた旨を明記することが必要である。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
8	「施工業者等が発注者に対して、当該建築物等の石綿の使用状況(中略)を事前に知らせる規定がない」とあるが、施工業者等が他人の所有物の石綿使用状況を把握していることを前提としていることはおかしい。	前段の「現行の大防法において(中略)の規定にとどまっている。」から続く記述です。ご指摘の箇所は、現行の大防法では発注者が石綿の使用状況等を十分把握できないことを説明しています。	1
9	解体工事を総価で受注してしまうと適正な石綿の処理費用が確保できなくなる可能性がある。建設廃棄物の処理費用を確保するため請負契約書に処理費用を2段階書きする制度が施行されているが石綿の処理費用も請負契約書の中で明確化して欲しい。また、事前調査の費用についても施工者負担とならないように、解体工事費用とは別に契約しなければならぬような対策が必要。	届出主体の変更等により、発注者が建築物における石綿の使用状況や作業方法についての届出義務を負うことにより、適切な使用状況の把握や作業の実施が必要となるため、解体工事等について発注者による適正な費用負担が進むと考えられます。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
10	現在、小規模・部分的な改修工事、特定工事の可能性が低い工事においては、一般的に請負契約締結時に事前調査を含めて契約しているケースが実態として多くあります。調査結果により、契約図書で契約変更協議を義務付けること等により、事前調査に係る契約を解体・改修工事の契約に含めて一括して契約できるようにすべき。	調査結果が契約に適切に反映するようにするため、事前調査を契約前に行う仕組みとすることが、適当と考えています。	2
11	「事前調査を解体工事等の請負契約締結前に行い、…」とあるが、実際には時間的制約等から、工事請負契約締結前に調査できないケースもある。こうした場合には、請負契約上は「契約締結後に実施した石綿含有調査及びこの結果に基づく除去工事費用については、別途契約する」ことを明記することでも可とすべきである。	調査結果が契約に適切に反映するようにするため、事前調査を契約前に行う仕組みとすることが、適当と考えています。	11
12	事前調査対象建築物の範囲設定について	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます	5

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	<p>①構造、用途で一律に定義付けするのは難しいのではないかと。図面に記載がなくても使用されている場合もあり、どんな建築物にも考えられないところに付着している可能性がある。</p> <p>②建築年数的にも、判断は難しい。「平成 18 年 9 月以後に着工された建築物等については、建築時期をあらかじめ確認すれば、特定建築材料の使用状況調査はしなくともよいこととする」とあるが、事前調査の「対象」は全ての建物とし、事前調査の「実施」は竣工年度を参考に判断しても良いと思う(たとえば着工平成 18 年度以降の建物は調査の実施は必要ないが、平成 18 年度以降に着工したかどうかの確認は義務付ける必要がある)。また、見積時や契約時は図面調査でも良いが、実際の解体作業前には現地確認調査を義務付ける必要がある。</p> <p>③増改築をしている場合の定義も必要である。都内では 3 回くらい増改築を繰り返しているような建築物があるが、この場合、どの時点で建築年数の定義の基準となるのか。更に建築物全体が事前調査対象となるのか。現場が混乱しないよう適切な対応をお願いしたい。</p>	<p>す。</p>	
13	<p>事前調査の信頼性の確保について、報告書にもあるように何らかの制度を設けることは必要だと考えます。ただし、登録制度よりも許可制度にするとともに調査機関に権限と責任を持たせるべきと考えます。また、権限を与えるため、罰則規定の強化も必要です。その一方で、調査が正しく行われるかどうかをチェックする行政機関または第三者機関の育成も急務であると考えます。</p>	<p>御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	2
14	<p>アスベストの調査、分析、測定及び除去業等について、許可制、及び、取消制などを定めるべきである。継続的な固定発生源や移動発生源と違って、一時的なアスベスト工事に関しては、届出をしなければ、工事が為されていること自体知る機会が少なく、法律違反が容易に起こしやすい。許可業者に限ることによって、許可がないこと自体をもって違法とでき、また許可取消などの制度による抑止効果が高く、届出制より法の遵守を求めやすい。</p>	<p>御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	3
15	<p>発注者に事前調査が義務付けられたことに伴って、利益相反する測定業者や施工業者に事前調査を依頼しないような措置を講ずること。そのために、測定業者や施工業者の公正かつ信頼性を確保するための妥当な選定基準を設けること。</p>	<p>御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	3
16	<p>調査機関の登録制度において、調査に係る技術的能力だけでなく、公正な調査とその結果報告の実施を担保す</p>	<p>事前調査や測定・分析の信頼性の確保等、調査機関の登録制度のあり方については、大防法改正後の制度の</p>	1



番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	ることが可能であるかについては疑問がある。	運用状況も踏まえて、調査機関の登録制度の具体化について検討することが必要とされたところです。	
17	事前調査や解体工事中(工事途中の検査, 完成検査)の大気濃度の測定を義務付け, これらは, 解体施工業者と分離独立した専門調査業者に発注すべきである。 これらの調査, 検査や測定を解体施工業者自らが実施することを認めると, 工事費を低額にして工事契約を得ようと, 石綿が使用されていないとか基準内であるとか, 結果を操作するおそれがある。したがって, これらの調査, 検査や測定は, 解体施工業者と分離独立した専門調査業者に発注することを義務付けるべきである。	今後、適正な事前調査を行う知識・技能を有する人材等の育成、実施を確保する方法等の必要性を検討することとしています。	4
18	建設業者自らが事前調査する場合であっても、登録機関(又は資格者)であれば可とすべきである。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
19	適切かつ十分な石綿含有建材の事前調査はたいへん難しく、かつ事前調査のミスは即石綿曝露につながる可能性があり極めて重要性が高いものであることから国家資格かそれに準ずる公的な資格を設立することが必要。国土交通省で検討されている「石綿含有建材調査者」の資格制度は、事前調査に最適な資格と考えられる。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2
20	石綿含有建材使用の事前調査は大変重要で、それを行うには知識と経験が必要であり、厳しい基準を設けるべき。利益相反の懸念のある民間資格制度ではなく、現場での実習経験を導入した公的資格制度が必要。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	8
21	石綿の調査と分析は、別機関が実施するケースが圧倒的に多く、個別に考慮すべきである。 特に分析については、同一会社に委託しても、実際の分析者の能力には大きなばらつきがある。少なくとも分析については、「機関」の登録制度だけではなく、分析者の資格制度も導入すべきである。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
22	平成20年2月8日付厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達による「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」調査において、平成20年6月13日経済産業省産業技術環境局通達における「建材製品中のアスベスト含有率測定方法のJIS改正について」の含有率測定方法により適切に行っている分析会社は事前調査の信頼性の確保に値するものであると判断できる。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
23	建材アスベスト分析は対策工事实行判断の根拠を提供する、また大気濃度測定は工事中のアスベスト飛散曝露の健康影響の可能性評価の根拠を提供する極めて重要な作業です。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	<p>これらの重要なアスベスト分析作業は、信頼性の高い分析機関が実施するよう義務付けることが大事であり、それが将来における石綿被害の予防につながります。</p> <p>他の先進国では ISO17025(MLAP)認証と相互認証している NVLAP、AIHA(米国)や UKAS(英国)等の信頼性の高いアスベスト分析機関の認定制度があります。日本でもそのような認定制度をぜひ取り入れていただきたいと思います。これらのアスベスト ISO17025 認証プログラムは、評価プロセスが明確に示され、精度管理の一環として定期的な数多くのブラインド試料分析、重複分析等が行われています。またブラインド試料は国際的な試料製造提供機関が精度管理用の試料の準備・提供を行っています。日本でもダイオキシンなどの分析ではこのような ISO17025 認証のプログラムを実施しており、アスベストについてもこのようなレベルでの精度管理・分析機関認定の仕組みが必要であると考えます。</p>		
24	<p>現状、同じサンプルを A ランク認定分析技術者がいる複数の分析機関に分析を依頼すると、アスベスト含有の有無の判定が分かれるケースが多々見受けられる。判定が分かれる最大の原因は、X 線回折と位相差顕微鏡で判定する JIS 法では1%以下の微量な含有を正確に判別することが難しいからである。</p> <p>事前調査における建材の分析結果は、その後の施工方法を決定づけるものであり石綿飛散防止の根源であるので、正確な分析の実施が急務である。</p> <p>その為に大防法での含有分析方法として ISO 法を採用し、認定された分析機関で有れば、微量でも正確な判定が出来る状態にしていきたい。」</p>	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
25	<p>発注者にとって、石綿飛散防止に係る実際の作業や調査等を実施・管理・監督することは、高度な専門技術を要するため、物理的に極めて困難である。</p> <p>こうした実態を踏まえ、実効ある石綿飛散防止対策を講じる観点から、解体工事等を適切に実施できる優良な施工業者を登録する制度を創設すべきである。</p> <p>発注者が自らの責務を果たしていくための環境整備という観点から、発注者が安心して事前調査・解体工事を発注することが可能となる制度の設計を強く求める。</p>	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2
26	現場の実態として、解体工事契約段階でも入居者やテナントが退去していないため、事前調査が完全に実施できない場合もある。したがって解体工事着手直前になってでも確実に実施することを義務付けるような記載があると良	調査結果が契約に適切に反映するようにするため、事前調査を契約前に行う仕組みとすることが、適当と考えています。後段の御指摘につきましては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)の改訂等、	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	い。また、逆に事前調査では確認できず建物の一部解体ないしは足場設置などを行わないと確認できない部位(外装パネルの裏側など)は、工事着工後でも並行して確認する必要がある旨を盛り込んだほうが良い。	今後の検討に当たり参考とさせていただきます。	
27	現行の大防法では、特定工事の施工業者が、特定粉じん排出等作業実施届出を都道府県等に提出することになっている。特定粉じん排出等作業に該当するか否かを判断するには、事前に調査することが必要であるため、現行制度でも施工業者等が事前調査(追加:施工前調査)を行うことを前提としているが、事前調査の実施については、大防法上、明示的な義務としては規定されていない。	施工前調査については、前段の「事前に調査することが必要である…」で読み取れるため、原文のままとします。	1
28	どのような事前調査に基づいて特定建築材料が使用されていないことが明かになったのかを、チェックリストなどを利用して、客観的に判断できる資料として残すことが必要。事前調査を義務付けるとともに、その調査報告の届出を、特定粉じん排出等作業の実施の届出とは別に義務付けるべき。	本報告案では、工事を請け負おうとする建設業者等から発注者への事前調査の結果や届出事項に関する説明を義務付けるとともに、発注者はこれに基づいて、特定粉じん排出等作業の届出を行うことが必要とされたところで、適切に事前調査が実施されたか否かを確認・把握する方法については、御意見を参考に検討します。	8

### Ⅲ 各 論 2. 特定粉じん排出等作業の実施の届出の主体の変更

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	届出義務を発注者に課すことには賛同する。建設リサイクル法において発注者の届出義務が規程されていることとも整合する。	本報告案の内容に賛同する御意見として承ります。	1
2	7ページの下から3行目に記載されている「届出は作業基準の遵守を担保するために課している」との主旨からすると実際に作業を行う“施工業者”が届出に基づき作業基準の遵守を担保(日々の現場確認等を含め)するのが妥当であり、専門知識の少ない“発注者”では施工業者に及ばない。 届出主体は施工業者のまま、施工業者から発注者への事前調査の結果報告及び届出事項に関する説明を法律上の義務とする方が効果的である。	本報告案では、発注者が届出等の義務を確実に果たせるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けるなど、専門的知識を有する建設業者から発注者への支援を行うことを前提としています。特定工事の費用負担者である発注者が、届出義務を負うことにより、施工業者に適正な価格で発注することが重要とされたところで、	2
3	事前調査で石綿なしの結果に基づき施工を行ったところ、請負者が施工中に石綿を発見し、発注者に知らせる事なくそのまま施工してしまい届出違反となる事が懸念されます。 したがって、届出については手続きの迅速化なども考慮して発注者、請負者のどちらでも行えるようお願いします。	発注者が故意に届出をしなかったのであれば、届出義務違反とはならないと考えています。なお、発注者が届出義務を適切に履行できるよう、建設業者に発注者への調査結果の説明を義務付けることとされたところであり、解体前の事前調査を徹底することで飛散防止を図るとともに、解体作業中に石綿使用が判明した場合にも、大防法を含む関係法令に基づき適切に対応することが必要であり、関係事業者への周知を図ることが重要です。 なお、本報告案では、「特定粉じん排出等作業の実施の届出も代行を認めて差し支えない」とされています。	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
4	<p>現行の石綿則第9条(解体工事等の条件)においても、費用又は工期等における配慮が明記されているが、実態は守られていないケースも多いようである。低額・短工期の強要、又は受注側の提示により、所謂手抜き工事が行われ、結果、石綿粉じんの飛散が生じているケースも考えられる。</p> <p>これらの事がきちんと守られるよう、届出の内容に対して適正な料金・工期が設定されているかの確認も必要。</p>	<p>届出主体の変更等により、発注者が建築物における石綿の使用状況や作業方法についての届出義務を負うことにより、適切な使用状況の把握や作業の実施が必要となるため、解体工事等について発注者による適正な費用負担が進むと考えられます。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	1
5	<p>建設リサイクル法の届出と同様であるが、施工会社が書類を作成し発注者の押印と委任状を受けて届出を行うのが実態であると思われる。したがって、知見の少ない発注者による社内確認、審査に手間取ったり、遠隔地の発注者への説明・確認、押印に時間がかかったりと、かなり現業に負担がかかることが予想される。届出手続きの効率化、簡易化についても検討をお願いしたい。</p>	<p>届出主体の変更等により、発注者が建築物における石綿の使用状況や作業方法についての届出義務を負うことにより、適切な使用状況の把握や作業の実施が必要となるため、解体工事等について発注者による適正な費用負担が進むと考えられます。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	1
6	<p>個人も含む発注者の届出には相当の知識が必要であり、国の責任において、知識技能習得機会を設けることを望む。</p>	<p>建築物等の所有者や関係する事業者等に対して、建築物等の解体・改造・補修工事における石綿の飛散防止対策に関する法制度や対策の重要性、工事の実施主体等として対策を講ずべき責任等について、一層の周知徹底を図る必要があるとされたところであり、国としても普及啓発を実施してまいります。</p>	1

### Ⅲ 各論 3. 立入権限の強化

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	<p>立入権限の強化、一時停止措置権限については賛同する。届出のない工事現場にも立ち入る運用にすべきであり、少なくとも平成18年以前竣工の建物解体・改修工事全件への立入権限を明記すべきである。また、アスベスト飛散の危険性がある工事については、事故防止のため、一時停止措置する権限を認めるべきである。</p> <p>さらに、工事現場では正確にアスベストが含まれているかを確認することは困難であり、また建材が処分されてしまうと、後に事故が発覚した際の原因究明が困難となることから、実際にアスベストが含まれているか確認するための建材取去について、行政による権限を認めるべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、届出されていない解体現場等に対しても、必要な場合には立入検査ができるよう、都道府県等の立入検査権限の対象の拡大が必要であると考えます。また、測定・分析の過程において、高度の蓋然性をもって石綿が基準を超過しているおそれがあると判断される場合、特定粉じん排出等作業の一時停止等、何らかの措置が必要か検討することとしています。</p> <p>石綿含有建材の確認についての御意見は、今後の立入検査マニュアルの検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	6
2	<p>立入検査権限の対象拡大については賛成である。届出が無い工事で、通報などにより疑念を持たれた工事でも、立入権限の強化に伴い、そのような工事に対しても立入検査を実施できるようになることは良い事だと思う。しかしながら、現状は予算・人員は逆に縮小されているという状況であるため、立入検査の人員体制の整備や効率良く立入検査を実施できるようにするためのマニュアル作り等を</p>	<p>御指摘いただいたように、立入検査マニュアルの整備や技術講習会の開催等により、実務を担当する都道府県等が効率的に立入検査を実施するための環境整備が必要と考えています。</p>	3

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	<p>早急に進めていただきたい。</p> <p>また、立入検査による「特定工事の一時停止」に備えて、工事を実施する業界などで、工事費用の増加分を補償する保険制度などを作ることによって、検査の受け入れがよりスムーズになることが考えられる。</p>		
3	立入検査の現場で速やかに判断可能な技能を有する人材育成については、アスベスト診断士の有効活用や国土交通省で進めている「アスベスト調査者」の育成プログラムを活用することも含めて検討をお願いしたい。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
4	総繊維数で一定の濃度が確認される等の場合、一時停止の措置を検討することも考えられるとされている事項は、重大な飛散事故に当たり、一時停止の措置を執るべきである。	御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
5	飛散状況の判断が可能な方法の検討に関して、浮遊粒子数測定機では石綿繊維数濃度との相関関係が明確でなく、総繊維数濃度による判断では、工事中止を指示した場合に、もし石綿でなかった場合の影響が大きいのではないかと。(安全側での判断にはなるが)極力石綿繊維での判断が可能となるような方法を採用すべきと思われる。また、作業の一時停止措置が生じる可能性がある事を、事前に発注者に説明する義務を課す事も必要と思われる。	<p>測定の精度に課題があるとの見解がありますが、当該機器は施工業者が自主的に作業管理をする際に活用することが考えられます。</p> <p>また、石綿の飛散の可能性があると判断された場合に、適切な措置をとる必要があることを、工事を適正かつ円滑に進める観点から、発注者に認識いただくことは望ましいと考えます。</p>	1

### Ⅲ 各論 4. 大気濃度測定義務付け

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	<p>解体工事は、小規模、短工期のものが多いというのは常識である。また、そうした工事ほど、安全衛生規制にしても環境規制にしても、遵守されない傾向があることもまた周知の事実である。</p> <p>ひとつひとつの環境負荷は小さくても、数が多くなり、また、人口のある場所での実施となれば、飛散防止の実効を確保することが絶対的に必要である。したがって、「規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等についても、一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべき」との記載は、「規模の小さいあるいは工期の短い解体現場等にあっても、大気濃度測定を義務付けるべきである」と修正すべきです。</p> <p>そもそも、これほど広範囲に拡散し、一般市民がばく露しやすい状況になった発がん物質に対するには、従来、こうした規制にありがちだった「規模」などによる規制適用の線引きは、極力排除すべきです。工期基準をつくれれば、無理な短工期工事によって、飛散事故などが発生する温</p>	<p>規模の小さいあるいは工期の短い解体工事等については大気濃度測定の結果が判明した段階で当該工事が終了しており、大気濃度調査結果を踏まえた作業基準遵守義務の履行につながらない可能性があることも考えられます。</p> <p>一方、工期の短い解体工事等であっても、当然のことながら石綿の飛散防止を図る必要があるため、特定工事施工の間、繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器を用いて、繊維状粒子や粉じん等の状況を定期又は連続で測定・記録することにより、石綿飛散が発生していないことを確認する方法も有効と考えられます。このため、引き続き検討していくこととしています。</p> <p>また、本報告案では、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要があるとされたところです。</p>	10

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	<p>床となることは確実です。</p> <p>低品質、劣悪な工事業者をはびこらせる条件を、規制条件の中につくるべきではありません。</p> <p>また、測定義務やごまかし防止を担保するには、試料の保管や提出義務を課すことが必要かつ有効であることは明かです。その点で、「また、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要がある。」との記載は「また、測定義務を履行を担保するために、測定試料の保存や報告を求めるべきである。」と修正すべきです。</p>		
2	<p>建築物の規模に応じて、濃度測定を義務付けることには賛成である。仮に、“一律に大気濃度測定を義務付ける”となった場合には、測定結果が超過した場合の具体的な処置方法を定める必要がある。</p> <p>長期にわたる工事については、基準値を超過していた場合、管理区画・負圧除塵装置の点検等により処置が可能であるが、短工期の除去等工事で大気濃度測定結果が判明する前に除去工事が完了する工事については、測定の結果が基準を超過していた場合であっても処置ができないことが考えられる。</p>	<p>規模の小さいあるいは工期の短い解体工事等については大気濃度測定の結果が判明した段階で当該工事が終了し、大気濃度調査結果を踏まえた作業基準遵守義務の履行につながらないとも考えられます。</p> <p>一方、工期の短い解体工事等であっても、当然のことながら石綿の飛散防止を図る必要があるため、特定工事施工の間、繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器を用いて、繊維状粒子や粉じん等の状況を定期又は連続で測定・記録することにより、意図しない石綿飛散が発生していないことを確認する方法も有効と考えられます。このため、引き続き検討していくこととしています。</p> <p>また、本報告案では、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要があるとされたところです。</p>	1
3	<p>「また、その保存や報告を求めることについても引き続き検討する必要がある。」とあるが、採取した試料の保管と行政への提出義務も検討すべきである。</p>	<p>測定結果の記録を行わせることにより、履行状況を確認できると考えています。</p>	1
4	<p>どのような方法で、いくつ以上と計測されたら工事中断、といった具体的措置を決めた上で義務付けすべきである。</p>	<p>基準超過時の対応については、特定粉じん排出等作業の一時停止等の措置も含め、今後検討することとしています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	2
5	<p>作業中の大気濃度測定の義務付けには賛同する。測定場所は敷地境界では不十分であり、測定方法も適切に定めるべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、大気濃度の測定方法については、公定法を定めることを関係省庁とも連携して検討したいと考えています。</p> <p>また、測定場所については、敷地内であっても当該工事関係者や建築物等を使用する者以外の者が通行する場所の有無や、高層部で作業を実施する場合等を考慮して設定する必要があり、また、近隣で同様な特定工事が行われている場合もあると考えられることから、さらに検討する必要があるとされています。</p>	1
6	<p>繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器の普及に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	1

### Ⅲ 各 論 5. 大気濃度測定に係る評価基準及び測定方法

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	評価基準および測定方法についても、現行の毒性の弱いものを想定した基準及び方法は、毒性のより強いものを考慮した基準及び方法に改めるべき。今後、石綿粉じんが社会全体の中で飛散される可能性は現在より高くなると考えられるので、特定の工事からの石綿飛散による健康リスクだけでなく、各所で今後行われるであろう、「特定工事」から受ける可能性のあるリスクを総合して、健康リスクを考慮すべき。	本報告案では、石綿の大気濃度の評価基準については、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ解体工事等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当とされています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
2	石綿工場の敷地境界基準10本/1が解体現場(発塵施設)の敷地境界基準として引用されてきた。しかし石綿工場と解体現場では状況が異なる。明確な根拠を持った新たな基準を設けるべきである。	石綿の大気中の石綿濃度の評価基準、測定方法及び測定場所、基準超過時の対応等については、今後検討することとしています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	5
3	測定結果の記録については義務づけるべきである。	都道府県等が施工業者による石綿の大気濃度測定の履行状況を確認するとともに、必要に応じて監督を行うため、大気濃度測定結果の記録を行わせることが必要と考えています。	1
4	大気汚染防止法の敷地境界基準 10f/L はクリソタイルを対象としたもので、角閃石石綿の場合は緩すぎる、の記述があるが、第4回ヒアリングで紹介されたオランダの報告ではクリソタイルのみでも10万分の1リスクレベルで0.28f/Lであり、これと比較するとクリソタイルを対象としたとしても10f/Lは緩すぎると思われる。	本報告案では、石綿の大気濃度の評価基準については、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ解体工事等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当であるとされています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2
5	環境中への石綿の漏えいは、実際の工事現場の周辺濃度の事前のバックグラウンド値と比較して、その値を大幅に超える(例えば2倍値、3倍値)ことで知ることができる。例えば、1f/Lを超えたら工事を継続して養生を見直し、3f/Lを超えたら工事を停止して、全体を見直すなど方法も考えられる。	石綿の大気濃度測定に係る評価基準については、御指摘いただいた事項も踏まえ、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ、解体工事等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当であるとしています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2
6	大規模な建築物を対象とした解体工事と、建築物の一部だけの工事では、工期、飛散のリスク、影響度などかなりの違いがある。施工条件が異なる場合の条件に整合した測定基準を設けるべきである。ただ単に安全側だけの視点で基準を設けると現実離れた過剰な測定になる恐れがある。(たとえば少量短時間の除去作業を断続的に場所を変えて施工した場合など)	石綿の大気濃度測定に係る評価基準については、御指摘いただいた事項も踏まえ、健康リスクの観点からの評価を考慮しつつ、解体工事等に伴う周辺環境への石綿の飛散を防止するための管理基準として設定することが適当であるとしています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
7	基準をきつくすれば、採取方法自体を変更しないかぎり無理がある。仮に現行の方法で採取量を増やせば、共存する粉じんが石綿が隠れてしまい数え落としが増えるだけである。	評価基準に応じた適切な試料採取方法について、今後、具体的に検討することとしています。	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
8	石綿関係の規制を行う関係省庁において、現在は大気濃度測定に係る規定が異なっている点については、連携の上、ぜひ一定の方法を定めていただきたい。今後の検討によっても規制目的等が異なるという理由から省庁間で統一できない場合には、大防法で規定することや、省庁間で相違している理由等を明らかにすることにより、事業者・自治体が適切な方法を選択・判断できる状況にしていきたい。	本報告案には、大気濃度の測定には、総繊維数や石綿繊維数について速やかに精度の高い結果が得られる方法が求められ、公定法を定めることについて関係省庁とも連携して検討すべきであるとされています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	3
9	測定・分析方法と濃度基準の決定は重要であり、濃度基準超過により作業の一時中止などの措置がとられる場合には、従来の総繊維数濃度では十分な根拠とはなりえず、偏光顕微鏡またはEDX付き電子顕微鏡を使用することが必要と思われる。	本報告案には敷地境界等における石綿の大気濃度基準等の超過の有無を、的確に判断するためには、石綿繊維数の正確な分析が必要であるとされており、測定方法についてはさらに検討を行うこととしています。	3
10	大気濃度の測定地点について、レベル 1、2 の解体撤去に関して、敷地境界に大気濃度測定を実施していますが、敷地境界の測定地点は今後検討する必要があると思います。都市部では敷地境界といっても、近接する建物が多く、かつ足場を組み防音シート(養生シート)を貼るため防音シート外側で測定をした場合、不検出となる確率が非常に高くなると思われます。防音シート内側で測定したならば、風の影響を著しく軽減することが可能であり、また、防音シート内側に飛散した石綿繊維は再飛散の可能性も否めないため、防音シート内側での測定の義務化を検討していただきたいと思います。 測定地点として、工事関係者以外の者が敷地内で活動・通行等しているケースもあるため、「敷地境界」ではなく「第3者が立ち入る場所との境界上」(一般的な工事区画境界)とすべきである。さらに、end of pipe の考え方に則り、負圧除塵機排気口前、セキュリティゾーン前での測定も義務付けるべきである。 建築物等の解体の場合、排気口やセキュリティゾーンの出入り口での基準値より厳しい基準値を敷地境界線では設定する必要がある。排気口等より、敷地境界線の方が高い数値を示した場合、必ずしも解体工事による飛散とは言いきれない。	御指摘をいただいた事項も踏まえ、石綿の大気濃度の測定地点等について、今後、検討していきたいと考えています。	2
11	「集じん・排気装置の排気口やセキュリティゾーンの出入口等で繊維数濃度等を迅速に数値化できる機器を用いて、繊維状粒子や粉じん等の飛散状況を定期又は連続で測定・記録することにより、意図しない石綿飛散が発生していない事を確認する方法も有効と考えられるので、普及に向けて取り組むべきである。」とありますが、工事現場	環境省が発行しているアスベストモニタリングマニュアル(第 4.0 版)に示した位相差顕微鏡法や電子顕微鏡法では、リアルタイムに結果を得ることは不可能です。一方、位相差顕微鏡法との相関性等の課題が残っている上に、是非については、専門家の中でも様々な見解がありますが、解体現場等でリアルタイムに粉じん等の飛散状況を	1



番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	のセキュリティゾーンの出入口等では役立たずと思います。工事現場は非定常状態の連続です。石綿工事の周辺は、ほかに何もしていない事が前提の繊維数濃度を数値化できる機器が有効とは、工事現場を知らない方々の発想でしょうか？ 排気口では有効かとも思いますが、除塵装置を抜けてくる物が有ること自体大問題でそれを管理する危機は繊維数濃度を数値化できる機器と言った高価な物でなくとも十分事足りると思います。非常に高価であるにも関わらず工事に特別有益でない機器の普及に向けて取り組むべきであるとは安易に癒着を想像させるので削除すべきと思います。	把握でき、環境省としては、建築物解体工事等における施工業者の自主管理方法の一つとして活用することが可能ではないかと考えています。	
12	現状でも大気濃度測定が自主的に行われているが、測定は石綿除去事業者の下請け業者が実施しており、仕事を確保するために 10f/L を超える気中石綿濃度が確認された場合でも報告されない場合がある。登録機関制度が必要であり、その運用においては、発注者の責任において、除去業者と独立した機関が測定を実施する制度とする必要がある。	石綿の大気濃度測定の信頼性を確保するため、登録機関に測定を委託するよう勧奨する制度の創設の必要性や適正な測定・分析を行う知識・技能を有する人材等の育成に加えて、適正な測定の実施を確保する方法の必要性を検討することとされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	6
13	測定事業者が施工業者の依頼を受け測定を行うことによる、測定値の歪曲の問題があります。利益相反を避け、測定事業者は別途発注などによって、客観性の高い測定を行う必要があります。また、その測定値は、住民が確認できるように情報開示が必要です。	石綿の大気濃度測定の信頼性の確保のため、登録機関に測定を委託するよう勧奨する制度の創設の必要性や適正な測定・分析を行う知識・技能を有する人材等の育成とともに、適正な測定の実施を確保する方法の必要性を検討することとされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2
14	試料の分析については、同一会社に委託しても、実際の分析者の能力には大きなばらつきがある。「機関」の登録制度だけではなく、分析者の資格制度も導入すべきである。	石綿の大気濃度測定の信頼性の確保のため、登録機関に測定を委託するよう勧奨する制度の創設の必要性や適正な測定・分析を行う知識・技能を有する人材等の育成に加えて、適正な測定の実施を確保する方法の必要性を検討することとされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
15	技術的な不備を無くすために、測定・分析業者同士での相互監視という意味で、採取後のフィルターの一部をさらに別の分析機関が確認するという方法もある。これは、施工業者自らが測定を実施する場合に、適正な測定・分析の実施という観点からも有効と思われる。	石綿の大気濃度測定の信頼性の確保のため、登録機関に測定を委託するよう勧奨する制度の創設の必要性や適正な測定・分析を行う知識・技能を有する人材等の育成に加えて、適正な測定の実施を確保する方法の必要性を検討することとされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
16	解体時の標準的な測定方法及び測定結果の評価・判定に関しては、学術的観点のみでなく、現実的に対応可能な方法、判定基準を調査機関、施工者意見を十分に反映して整備されたい。	石綿の大気中の石綿濃度の評価基準、測定方法及び測定場所、基準超過時の対応等については、今後検討することとしています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
17	「適正な測定の実施を確保する」としているが、結果報告	測定等が公正に実施されることは重要であり、御意見は、	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	まで含めた公正性を確保することは可能なのか。	今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	
18	<p>石綿の飛散状況についての現場での判断方法については、レベル1、2建材の除去の場合は、すべてを覆うわけであるから、セキュリティ入口の気流が負圧であることの確認と排気出口で、粉じんが出ていない事の確認で十分であろう。</p> <p>作業場内部は著しい発じんがあるが、排気設備は、ヘパフィルタを装備した集塵機を用いる事になっており機器の維持管理が充分であれば、一般的な粉じん計で測定を行って十分判断できる。高価な繊維数測定器などは無意味。</p> <p>レベル3建材の除去の場合は、周辺環境の測定の問題では、開放状態であり判断は難しくなる。仮に繊維計数機を用いても、外部影響が大きすぎ何をみているのか分からなくなる。繊維計数機などは無用。</p>	御指摘のような現場の作業状況や周辺環境、測定目的も考慮して、石綿の飛散状況が現場で速やかに判断可能な方法について、今後、具体的に検討することとしています。	1

### III 各論 6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するに当たっての石綿飛散防止対策

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	輸入された石綿の6割以上がスレート板に使用された(1995年)ことから、レベル3建材の対策の重要性は明白であり、件数が極めて多数に上るとしても、規制を躊躇せず、対応できるような態勢を早急にするべき。必要な調査を行い、少なくともレベル3建材を現行大気汚染防止法の特定建築材料の規制と同程度の規制とし、事前調査、届出義務化、罰則の適用等が必要と考える。	<p>レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当とされたところです。</p> <p>今後も、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル2011」(環境省)等により、レベル3を使用した適切な建築物等の解体方法等について、引き続き、知識・技術のさらなる普及を図っていきたいと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	4
2	レベル3に関しては、環境省の報告書の中にレベル3建材を用いた鉄球落下試験結果や破砕機を使用した結果があり、近年京大の研究結果でもレベル3建材を割った場合、飛散する結果が出ている。解体作業員の中には非飛散性だから安全という間違った認識でたたき割っている事例が多数見られる。また、分別され積み替えのため廃棄物処理施設に搬入された石綿産廃を見てもかなり破砕されており、分別されず廃棄物中間処理施設へ搬入された場合、減容化のため破砕される可能性は否めない。人命第一の観点からも、人命を守ることが環境を守ることにつながることからも、レベル3建材を含む事前調査の義務づけは必要と考える。	<p>レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当とされたところです。</p> <p>今後も、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル2011」(環境省)等により、レベル3を使用した適切な建築物等の解体方法等について、引き続き、知識・技術のさらなる普及を図っていきたいと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	1
3	現行法が規制対象とする特定建築材料では、通常使用時に飛散しにくい石綿含有建材は対象外とされている。しかし、わが国における石綿総輸入量の相当割合が成形	レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが	2

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	<p>板等(レベル3)の石綿含有建材に使用されており、特定粉じん排出等作業時に適切な取扱がされないと、大量に飛散してしまう。したがって、行政による適切な監視、指導を行うためにも、レベル3の成形板等の石綿含有建材も特定建築材料に含めるべきである。なお、廃棄物処理法においては、レベル3の成形板等の石綿含有建材も石綿含有廃棄物として規制対象とされている。</p>	<p>適当とされたところです。</p> <p>今後も、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル 2011」(環境省)等により、レベル3を使用した適切な建築物等の解体方法等について、引き続き、知識・技術のさらなる普及を図っていきたいと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	
4	<p>石綿含有建材は、大量に広範に使用されてきた。これらも、現状では パール破碎など、粉じんを多く発生させる解体改修工事が一般的で、吹付材の除去工事よりも石綿飛散が多いと思われる。また、含有建材にもクリソタイルばかりでなく、アモサイト、クロシド ライトが使用されているものもあり、規制の対象として、届出の義務化や罰則の適用が必要。</p>	<p>レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当とされたところです。</p> <p>今後も、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル 2011」(環境省)等により、レベル3を使用した適切な建築物等の解体方法等について、引き続き、知識・技術のさらなる普及を図っていきたいと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	4
5	<p>和室のジュラク壁で使用されていた石綿含有パーライト吹きつけ材について、行政が作成したアスベスト関連のマニュアル等には石綿製品の商品名が多く出ているが、はたしてどのような物なのかかわからないことも多い。禁止される以前の物ならばかなりの確率で含有建材が使用されているが、石綿除去を専門としていない多くの解体業者は届出もせずたたく壊していると思われる。このような観点から、レベル1、2、3に関わらず、解体建築物全ての事前調査が必要だと考えられる。</p>	<p>レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当とされたところです。</p> <p>今後も、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル 2011」(環境省)等により、レベル3を使用した適切な建築物等の解体方法等について、引き続き、知識・技術のさらなる普及を図っていきたいと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	1
6	<p>レベル3建材は一般的に石綿の飛散は少ないと考えられているが、工事のやり方によってはレベル1又は2に劣らず、より多くの飛散が生じる事もある。またマニュアル等により、基本「手ばらし」となっているが、ちゃんと守られているかの実態調査が必要と思われる。</p>	<p>レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当とされたところです。</p> <p>今後も、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル 2011」(環境省)等により、レベル3を使用した適切な建築物等の解体方法等について、引き続き、知識・技術のさらなる普及を図っていきたいと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	2
7	<p>レベル3建材を使用した建築物等は件数が極めて多い。故に一般環境への飛散防止にはこの対策がより重要となる。報告書にあるとおり、各都道府県等による対応は不可欠であろう。これらの自治体は、アスベストの知識、調査技能を有する職員の育成、確保することが必要である。</p>	<p>レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当とされたところです。</p> <p>今後も、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル 2011」(環境省)等により、レベル3を使用した適切な建築物等の解体方法等について、引き続き、知識・技術のさ</p>	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
		らなる普及を図っていきたいと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	
8	レベル3建材については、建築してから相当の期間が経って劣化している場合もあると考えられ、レベル3はリスクが低いと言い切れるか不明である。そのため、レベル3建材に係る実態については、どの機関がどのようなスケジュールで調査事例の収集等により実態を明らかにするのか明らかにすべき。	レベル3建材に係る飛散状況等の実態調査については、環境省が、国や自治体等の関係機関の協力を得て、今後、情報収集を進めることが必要と考えております。	1

### Ⅲ 各論 7. その他 (1) 罰則について

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	現行法の罰則はまったく話にならないほどに弱く、適用もほとんどされず、抑止効果がありません。廃棄物処理法の法人への罰金最大3億円(32条)と同程度の罰則が必要と考えます。	罰則を含む制度の在り方について、今回の制度改正による取組をはじめ、他の取組も含めた制度の施行状況を踏まえ、検討したいと考えています。	6
2	一般的に比較的短い期間で終了する特定粉じん排出等作業について、命令前置とすると罰則適用の機会を失し、罰則適用による規範の徹底が実現できなくなってしまう。罰則を強化するとともに、作業基準違反に対しては命令前置を廃して違反行為を直ちに処罰できるようにすべきである。	罰則を含む制度の在り方について、今回の制度改正による取組をはじめ、他の取組も含めた制度の施行状況を踏まえ、検討したいと考えています。	2
3	罰則強化が抑止に効果があると考えます。また漏洩隠蔽に測定機関の関与は請負順位などからも容易に想像が付きまます。こういった行為にも厳重な罰則が必要と考えます。行政機関の立ち入り検査は抜き打ちで、更に測定機関に対しても抜き打ちの並行測定など、現在行われている事前通告による立ち入りは効果が薄いと思います。	罰則を含む制度の在り方について、今回の制度改正による取組をはじめ、その他の取組も含めた制度の施行状況を踏まえ、検討したいと考えています。また、都道府県等の立入権限の強化に伴う効率的な立入検査を実施するために、立入検査マニュアルの整備等が必要と考えています。	2
4	罰則を厳しくと思いますが、行政機関の摘発が手ぬるいという問題もその一方で感じます。きちんと行政を監視するアスベスト専門の第三者機関市民オンブズマン(アスベストGメン)制度が必要と感じます。住民の側に立つ指導・監督への見張り番が必要だと思えます。	立入権限の強化を図ることとしたところであり、今後の制度改正による取組をはじめ、他の取組も含めた制度の施行状況を踏まえ、罰則を含む制度の在り方について検討していくことが必要であるとされています。	1

### Ⅲ 各論 7. その他 (2) 各制度間の連携

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	石綿粉じんの飛散による被害は総体的なものであり、行政の枠組みとは無関係なものです。飛散防止対策がより効果的、効率的な運用ができるように、連携を図ると共に、総合的な窓口を設け、情報の一元的管理と、その一般国民への公開を行うべきと考えます。	関係機関との連携は重要と考えており、今後も更なる取組を進めていきたいと考えています。 御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2
2	報告書にも書かれていますが、今後石綿被害を抑制するためには関係省庁が連携することは非常に重要です。現	石綿を使用した建築物等の解体に関する関係法令等が連動して働く仕組みにすることが望まれており、都道府県	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	<p>在合同パトロールも実施されていますが、各行政検査員はそれぞれ別の権限で立ち入りしているわけであり、実際にパトロールに同行してみると縦割り行政感が否めません。また、それぞれの権限内でしか調査しないため、見落としがあることも否めません。さらに、合同パトロールにおいては、大防法関連が少ないためか、ほとんどの場合が建り法、廃掃法、石綿則です。立入権限の強化する場合は、例えば大防法、廃掃法、石綿則全てを取り締まることができるような権限にすることを望みます。</p>	<p>等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう関係省庁と連携して都道府県等に依頼しており、今後とも各制度間の連携強化を図っていきたくと考えています。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	
3	「(2)各制度の連携について」の趣旨に賛同する。	本報告案の内容に賛同する御意見として承ります。	1

### Ⅲ 各 論 7. その他 (3)石綿除去後の完了検査について

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	<p>石綿除去後の完了検査は重要であり、是非、第三者機関による完了検査とその結果報告を義務付け、また、その情報をネット上に保管し、一般国民が閲覧できるようにしておくべき。行政の側に対応できる態勢が整っていないということが、実施の妨げになっているとのことだが、そのような事態は早急に改善する必要がある。</p>	<p>完了検査を実施すべきという指摘につきましては報告案の中でも取り上げられておりますが、当面は施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することとしており、第三者による実施は引き続き検討していきたいと考えています。</p>	3
2	<p>石綿含有建材を除去する工事は、一時的に石綿粉塵を発生させる行為であり、工事後に石綿粉塵の飛散がないこと、また工事により発がん物質が適切に除去されたことを検査し、その後は建物の使用や解体が安全に行われ得ることを確認することがきわめて重要です。しかし、現状では完了検査には法的な規定がなく、ほとんど行われていません。石綿除去後に建物が解体される場合には除去が不適切であっても証拠が残らないため、除去業者は必ずさんな工事で石綿を取りきらず、工賃を節約すればそれだけ利益を上げる構造になっています。米国では除去後にブロアーにより空気を巻き上げながらクリアランスの気中石綿濃度測定を行う厳格な検査方法が採られています。今回の改正により自治体等による完了検査またはクリアランス測定を義務付ける必要があります。</p>	<p>完了検査を実施すべきという指摘につきましては報告案の中でも取り上げられておりますが、当面は施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することとしており、第三者による実施は引き続き検討していきたいと考えています。</p>	8
3	<p>吹付け石綿等の付着物の除去は、建り法において分別解体等の工事着手前の措置として義務付けられているが、これが守られず(故意、過失は別として)に、リサイクル品に石綿が混在したまま使用されたケースもある。今回検討している完了検査と、建り法における解体工事前の検査を、別々に2本立てとして実施する事により、このような事故を防げるのではないかと考える。</p>	<p>完了検査を実施すべきという指摘につきましては報告案の中でも取り上げられておりますが、当面は施工業者が適正に除去作業や飛散防止対策を実施する仕組みを検討することとしており、第三者による実施は引き続き検討していきたいと考えています。</p>	1
4	<p>不完全な除去は解体作業者の健康管理上問題である。立ち入り検査が徹底されるよう、除去作業開始前の養生</p>	<p>完了検査については、施工業者による仕組みを検討しているところです。大防法に基づく完了検査を行う場合には、</p>	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	検査は環境省で、除去完了検査は厚労省でというように分担してはどうか。	その立入権限は同法を担当する自治体所管部局において実施することが必要です。	
5	除去、解体工事に携わる施工業者の信頼性を確保する観点から登録制度をつくること。	施工業者は作業基準を遵守することとされており、石綿飛散防止が図られています。本報告案では、施工業者の技能については、関係する事業者の技能の向上を図るとともに、優良な事業者の育成を図り、こうした事業者であることが明示される仕組みについて検討することも望まれるとされたところです。	1

### Ⅲ 各論 7. その他 (4) 周辺住民への情報開示について

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	「(4) 周辺への情報開示」で示している内容は、厚生労働省の方で義務づけていることではないのか？	安衛法では作業環境の管理の観点から、大防法では大気環境中への飛散防止の観点からそれぞれ掲示の義務付けを行っており、本報告案においては、後者の大気環境中への飛散の防止の観点からの情報開示の必要性について検討を行ったものです。	1
2	石綿含有建材の調査、除去工事は技術的な難しさがあり、問題ある事例もこれまでに多発していることから、住民や NGO も含めたリスクコミュニケーションにより漏洩等の事故を未然に防止することが効果的です。そのために工事の届出書類のうち公開可能なものは、開示請求をまたずとも公開し住民へ告知すること、自治体などの関係者も含めた住民説明会の開催が必要です。	周辺住民への周知については、現行でも掲示を義務付けているほか、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討するとともに、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要があるとされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	7
3	現場・住民説明会での情報開示は、周辺へ不安を煽ることになるので、法・規則の遵守による解体作業の実施については、被害がないことを国の責任で保証・広報すべき。	住民等への説明会等の実施が不安をあおるとは考えていません。適切な説明を行うことにより住民等の安心につながるものと考えています。	1
4	当該建築物内の労働者、滞在者、周辺住民に加え、石綿・環境市民団体とのリスクコミュニケーションにより漏洩等の事故を未然に防止することがより効果的に可能となります。この際、「周辺住民」に限定することは不適切です。たとえば、学校施設では、生徒、教職員は、当事者として情報開示の第一次当事者になります。そのために工事の届出書類は、開示請求を行わなくても、原則公開とし、上記周辺住民などに情報提供するものとする必要があります。つまり、現状における発注者、工事業者の石綿リスクに対する認識レベルの低さとそれに起因する飛散事故の発生状況に鑑みれば、上記周辺住民などの関心と監視を、法律上位置づけることは有効な方法だということです。自治体などの関係者も含めた住民説明会の開催を法律上に位置づけることも必要です。いずれにせよ、関係者への情報開示については、説明会の開催を含め、「掲示板の設置」以外の規程を法律に盛り込むことが必要	周辺住民への周知については、現行でも作業方法等の掲示を義務付けていますが、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要があるとされたところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	2

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	であることを報告書に記載するべきです。		
5	アスベスト除去に関する情報開示については、現状の掲示で十分であると考え。住民への説明会等については、必要があれば開催するというのが妥当である。	周辺住民への周知については、現行でも作業方法等の掲示を義務付けていますが、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要があるとされたところ。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
6	仮に特定建材以外の石綿含有建材が情報開示の対象になる場合は、周辺住民に全てが危険な作業と誤解されることのないよう、明確に区分されたい。	周辺住民への周知については、現行でも作業方法等の掲示を義務付けていますが、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要があるとされたところ。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
7	請負契約が成立する前のため、情報開示も発注者が行うべきではないか。	周辺住民への周知については、現行でも作業方法等の掲示を義務付けていますが、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検討する必要があるとされたところ。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1

#### 中間報告(案)全体への意見

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	このような中間報告(案)を取りまとめられた貴委員会に対し、深く敬意を表す。アスベスト粉じんの飛散による、国民の健康被害を未然に防ぐための方策を、今後も引き続き検討されることを願っている。この報告(案)にある石綿飛散防止対策の強化が弱められないように、我々国民も関心を持って見守っていく必要があると感じている。	本報告案の内容に賛同する御意見として承ります。	2
2	石綿の飛散を防止すべく万全の対策を講じるにあたっては、発注者が、事前調査、大気濃度測定、石綿除去工事、石綿飛散防止対策等に要する費用が障害となっている。とりわけ、個人の発注者や十分な資力を持たない中小の法人にとっては、負担感が大きい。そもそも、石綿を使用した建築物が多く存在するのは、石綿吹付けを禁止せず、石綿含有建材の製造・使用が禁止されるまで、使用が推奨されてきたことに原因がある。このことを考慮すれば、国も費用を負担して、公費によって事前調査、大気濃度測定、石綿除去工事、石綿飛散防止対策に要する費用を助成する制度を創設すべきである。	事前調査等の対策は、現行の届出制度の前提として実施されているほか、石綿則、建り法においても実施することが定められており、引き続き適正に実施していただきたいと考えています。	1
3	解体業者の許可制について、解体業者は非常に弱い立場であり、制度を強化するほどしわ寄せが弱者へ向かうことが危惧される。適正価格を請求するためにも、解体	届出主体の変更等により、発注者が建築物における石綿の使用状況や作業方法についての届出義務を負うことにより、適切な使用状況の把握や作業の実施が必要となる	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	作業に誇りと責任を持たせるためにも解体業者の許可制を検討すべきではないかと考える。許可制は、啓発指導効果も期待できる。	ため、解体工事等について発注者による適正な費用負担が進むと考えられます。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	
4	<p>工事見積段階での事前調査、解体工事中の大気濃度測定、完了検査においては、発注者は、解体事業者と分離独立した専門調査業者に依頼するなど、利益相反する者による調査・分析・測定を排除すべきである。解体事業者が、自ら調査・分析し、アスベストの有無の判断や測定をするならば、アスベストが無い、又は、基準内であるとの結果を策出することで、アスベスト飛散対策費用などを免れることができ、発注者の利益に追従する法律違反が多発するおそれがある。また、民法における双方代理原則禁止、商法における特別利害関係人の取締役会決議への議決権否定、株主総会での特別利害関係人の決議による取消権、弁護士法における双方代理禁止、独占禁止法など、広く、利害関係人による不当な関与や、利益相反行為による不正への対処が法原理として認められている。これに対して、大気汚染防止法など主要な公害・環境法においては、特別利害関係人や利益相反行為禁止の原理が薄い。このため、いろいろな弊害があり、特に、継続的な工場等と違って、一時的・散発的なアスベスト建物工事に関しては、適切な行政によるチェックが行き届きにくく、利益相反関係排除をしない法規の弊害は、より顕著である。</p> <p>なお、アメリカの Asbestos Hazard Emergency Response Act(AHERA)では、利益相反関係の排除 (Conflict of Interest)を規定しており、「アスベスト対策会社は、クリアランスサンプリング調査、分析を行ってはいけない。」「アスベスト対策計画を策定した者は、アスベスト対策を行ってはいけない。」とされ、さらに、施主の責任を全うするために示されたガイドラインにおいては、認定業者経歴データベースチェックを行うこと、認定業者3社間入札を発注者に奨励、3つの最新過去プロジェクトの発注者に、評判を確認すること、契約書に利益相反関係がない事を補償する項を入れること、契約書に検査にパスするまでやり直し作業すること・費用負担について明記することが記載されている。"</p>	本報告案とりまとめの検討において、事前調査や調査・分析の信頼性の確保に関して、利益相反行為が生じる可能性について指摘があったところです。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1
5	建築物を解体する前にアスベスト使用が分かれば手は打てると思いますが、解体してみないとアスベスト使用の有無が分からない場合、どうするのか対策が不十分と思われる。また、解体中の粉塵による影響の周辺住民への情報公開については広く知らしめると共に工事前の事前説明が必要。さらに解体後の瓦礫処理をどうするのかについて言及されていない。再生するにしても再生業者への	建築物の解体前に事前調査の実施の義務化等を行って、石綿の飛散防止を図るとともに、解体作業中に石綿使用が判明した場合にも、大防法を含む関係法令に基づき適切に対応することが必要となります。また、解体後の廃棄物の処理については、廃掃法に基づき適正に処理する必要であり、これらについて、関係事業者等への周知や、関係行政機関相互の連携を図る事が重要と考えてい	1



番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	情報提供が必要、埋めるにしても地方自治体への説明が必要かと思われる。	ます。 周辺住民への事前説明については、今後の課題として、実行可能性を含めて検討することとしています。	
6	法改正に至る公平な審議を行うためには、多様なステークホルダーの参加の下、発注者がどの程度の責任・義務を負うことが法的に妥当なのか、また飛散防止対策の観点から実効的なのかという観点から、規制強化の対象となる発注者に該当する関係者も含め、多様な意見を踏まえたバランスのとれた議論・検討を行うべき。併せて、石綿の飛散防止対策という本来の目的に立ち返り、まずは既存の法令遵守の徹底や施工業者への指導、法令違反への罰則強化等を徹底した上で、なお効果がなければ、どのような取組みが実効的なのか、十分に検討を重ねることが必要である。	石綿飛散防止専門委員会において、発注者の立場の事業者を含む関係者のヒアリングを行うとともに、大気環境部会において産業界を含む幅広い立場からの御意見いただき、本報告案をとりまとめたところです。今後の検討にあたり、本パブリックコメントでいただいた御意見を含め、引き続き幅広く御意見を聞きながら検討を進めてまいります。	1
7	報告(案)では随所に、「…事例が確認されている」「…事例もある」といった記載が散見されるが、ごく一部の事例に基づき全体の結論を導くかのような印象を与えかねない。問題となる事例の件数等データを客観的かつ定量的に示し、議論の材料に供すべきである。	事例の多少に関わらず、対策が必要と考えており、そのような趣旨が明らかになるように表現を改めます。	1
8	解体・改造・補修工事という言葉が何度も出てくるが、建築物等の改造工事とは何を指すのか。大気汚染防止法第2条に記載があり解説が「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に説明があるが、「改造」について用語混乱するので各省庁での用語の統一をお願いしたい。	改造又は補修の作業は、解体以外の、建築物等の一部に手を加える行為(作業)全般をいいます。御意見は、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。	1

(参考)

その他の御意見 (パブリックコメント対象外のもの)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	今回の報告書は、東日本大震災の被災地における石綿の飛散事例が確認されたことが重要な契機とされており、また、もともと、大気汚染防止法上の建物解体工事現場での対策が導入されたのは、阪神淡路大震災がきっかけであったにもかかわらず、今回の報告書には、災害時のための対策が特に取り上げられていない。 以上を踏まえ、災害発生時のための対策として、以下のようなものがとられるべきである。 (1) 行政は、事前に、石綿の存在している可能性のある建物について、所有者らに調査報告を求め、また、既存の調査状況を整理し、台帳を作るべきである。 (2) 行政は、事前に、災害時に倒壊等の被害により石綿飛散が頻発する可能性のある地域の住民に対し、事前	東日本大震災の発生を受け、環境省は厚生労働省等の関係機関と連携して、石綿の飛散防止対策、ばく露防止対策を推進してきたところです。 環境省としては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成し、普及啓発を図ってきました。御意見は今後、当該マニュアルの改正にあたり、参考にさせていただきます。	2

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	<p>に、石綿のリスクを告知し、マスクを配布する等の措置をとるべきである。</p> <p>(3)行政は、災害発生時に、住民に対し、再度、石綿のリスクを告知し、マスクを配布する等すべきである。また、現場作業員及び現地調査者に対し、石綿のリスク講習及びマスク着用を義務づけるべきである。特に、災害ボランティア等に対する石綿の危険性及び対策の周知を徹底すべきである。</p> <p>(4)行政は、災害時には、倒壊建物付近の大気中の石綿濃度を測定し、立入禁止を含む措置をとる権限を与えられるべきである。</p>		
2	<p>トンネル工事におけるアスベスト含有の鉱滓処理の問題のような、自然由来のアスベストの飛散防止については、法的な規制は現在無く、発注者や施工業者が、自主的に現行法規に準拠する形で、飛散防止に努めている状態ですが、現実には、自然由来のものとはそれ以外とは、様々な点において異なり、安全が本当に確保できているのか疑わしい状況が多々あるように思われる。ます。今後、この自然由来のアスベストの飛散防止についても、是非、検討していただきたい。</p>	<p>自然由来のアスベストの飛散防止は、今回の報告書の検討範囲には含まれていませんが、御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	1
3	<p>マニュアルの、密閉して排気をする説明は不適切であり、厳密にやるほど作業中に漏洩する。</p> <p>マニュアルを見直し、気流の流れ、給気口の設置等を加えて適正なマニュアルの制定が急務である。</p>	<p>「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」3. 8. 2(3)の「3)隔離養生の方法」で、「隔離養生は、外部への石綿の飛散を防止するため、後述する前室(セキュリティゾーン)への出入り口以外の扉、窓、換気口、空調吹き出し口等の石綿を外部へ飛散させるおそれのある箇所は全て目張りをして、室内を密閉する。」としています。</p> <p>また、気流の流れについては、3. 8. 2の「2)④集じん・排気装置の標準的な設置事例」に空気の流れを矢印で示し、窓の位置関係と組み合わせた適切な集じん・排気装置の設置位置を記載しています。</p> <p>今後も適切な表現に努めてまいります。</p>	1
4	<p>レベル3建材である波板は工場や倉庫等様々な場所で使用されており、波板表面が劣化した場合や断面が乾いた状態では、強風や接触等で飛散する可能性は非常に高く、早急な対策が必要。</p> <p>例えば、景気対策の一環として、工場や倉庫等で波板を付け替える場合、補助を出すこと等はできないか。</p>	<p>レベル3建材を使用した建築物等の解体工事等で石綿が飛散する状況については、調査事例の収集等により実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当とされたところです。</p>	1
5	<p>事前調査、解体時の大気濃度測定、石綿飛散対策、石綿及び石綿建材の処分など十全に行われるようにするためにはかなりの費用が掛かる。一般住宅などの場合、その負担は重く違法解体につながります。解体費用が適切に支払われないことが問題になっている現状において国及</p>	<p>事前調査等の対策は、現行の届出制度の前提として実施していただいているほか、石綿則、建り法に基づき実施することが定められ、現に個人や中小法人にも実施していただけており、引き続き適正に実施していただきたいと考えています。</p>	1

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
	び地方自治体による補助金制度が早急に必要。		
6	<p>建築物などの解体時にレベル3建材を含む分別などの取り扱いが不十分なことが原因で、再生砕石中にアスベスト含有建材が多く含まれている。</p> <p>「石綿飛散防止対策マニュアル」の遵守が現実には十分守られておらず、マニュアルの普及に加え、「アスベスト処理をすると解体費用の増大、解体工事期間が長くなることから、補助金制度の活用」、「目視による当該建材の確認を解体業者任せにしない」、「違法解体に対する罰則規定の強化」などが重要な対策と考えられる。</p>	<p>かつて、再生砕石への石綿の混入事例が指摘された際には、飛散の有無の調査等により、健康への影響は小さいとされたところですが、今後も石綿の飛散実態等の把握を進めていく必要があると考えます。</p>	1
7	<p>スレート等のレベル3建材については、その破片等を含む「再生砕石」等が、現に駐車場やその他用地等として使用されている実態もある旨、マスコミ等で取り上げられたことがある。現行法においては、これらの直接の規制基準は無く、また、処理するには、土地の用途変更等の際に廃棄物として処理しない限り、健康リスクは解消されないのが現実であり、付近住民は、慢性的な健康リスクに暴露されている可能性を否定できない。</p> <p>このため、「再生砕石」等が現に使用されている駐車場やその他用地等を実態調査による検証を踏まえた上で、環境基準の制定、モニタリング、必要な措置の検討等、何らかの方向性を記述すべきではないか。</p>	<p>かつて、再生砕石への石綿の混入事例が指摘された際には、飛散の有無の調査等により、健康への影響は小さいとされたところですが、今後も石綿の飛散実態等の把握を進めていく必要があると考えます。</p>	2